

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(市民人権局分)(令和6年1月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	戸籍住民課	228-7739	キャッシュレス決済対応POSレジシステム設置設定等業務	ポスタス株式会社	2,227,500	R6.1.12	<p>本業務は、令和4年11月に堺区役所市民課にモデル導入したキャッシュレス決済を、効果検証を経て残り6区の市民課に導入(拡充)するため、キャッシュレス決済対応のPOSレジシステムを設置及び設定するものである。</p> <p>今回の堺区以外の6区への拡充においては、全区で市民の利便性やサービス環境が同水準であり、かつ市民課の適切な窓口運営や歳入事務の正確性・効率性を確保するため、キャッシュレス決済の対象ブランドもPOSレジシステムも堺区と同一のもので導入する必要がある。</p> <p>なお、堺区の導入にあたって指定する決済ブランドと既存の事務運用の継続のどちらも満たすことができるのは現行業者であるポスタス株式会社以外にないことを確認しており、キャッシュレス決済の指定納付受託者である三井住友カード株式会社からも情報提供を受けている。</p> <p>よって、キャッシュレス決済の残り6区への拡充にあたり、本業務を堺区と同条件で履行できるのは、当該業者だけであるため、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。仮に他の業者のシステムを利用すると、区によって利用できない決済ブランドが生じる等により市民サービスに混乱が生じたり、市民課で既存の運用ができず、非効率的な運用が原因で窓口対応の遅延等をもたらす恐れがある。したがって、堺区と同一のキャッシュレス決済対応のPOSレジシステムを導入できる当該業者と随意契約するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	